

委員会に関する規程

第1条 会則第22条第3項に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

第2条 委員会の設置もしくは廃止については、理事会の議を経て、総会において決定する。
ただし、臨時委員会については、理事会が審議し、会長が決定する。

第3条 委員会の構成及び所管事項は、別表のとおりとする。

第4条 臨時委員会は、本会の運営または行事等随時の事業を処理するために必要と認めたときに、一定期間設置する。

第5条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は議事を主宰し、委員会を代表する。

3 所管理事は、その委員会を統轄する。

第6条 委員長及び委員の選出は、次のとおりとする。

(1) 教育研修委員長は、所管理事である事業局理事が、委員長を兼務する。

(2) 機関誌編集委員長は、団体会員の構成員または個人会員のなかから、理事会または前委員長が推薦する。

(3) 機関誌編集委員会の委員は、団体会員の構成員または個人会員から選出する。

(4) 教育研修委員は、役員の選出に関する細則第4条第3項に準じて、団体会員の構成員または個人会員から選出する。

2 委員長は、前項第1号の場合を除き、役員及び他の委員長を兼ねることはできない。

3 選出された委員長及び委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

4 臨時委員会の委員長及び委員は、前項までの選出方法に準じた方法で選出する。

第7条 委員会の委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 臨時委員会の委員長及び委員の任期は、その期間中とする。

3 欠員を生じたときは、第6条に準じてこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員長及び委員は任期満了後であっても、後任委員長及び委員が決定するまでは、その任務を継続して行う。

第8条 会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員会を構成する委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数の同意により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第9条 委員会運営に関わる経費は、本会の予算をもってまかなう。

第10条 委員長は、委員会における活動及び協議事項、並びに委員会構成員の変更について、理事会に報告しなければならない。

第11条 この規程の変更は、総会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月22日から施行する。
- 3 この規程は、平成18年11月17日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年4月21日から施行する。
- 5 この規程は、平成21年2月5日から施行する。
- 6 この規程は、平成24年4月21日から施行する。
- 7 この規程は、平成24年7月20日から施行する。
- 8 この規程は、平成25年4月20日から施行する。
- 9 この規程は、平成27年4月25日から施行する。
- 10 平成27年度の委嘱時においては、旧年度の委員会から引き続きその任に付く場合であっても、再任とみなさない。
- 11 この規程は、2023年4月22日から施行する。
- 12 この規程は、2025年4月19日から施行する。
- 13 この規程は、2026年4月18日から施行する。

「委員会に関する規定」別表（第3条関係）

委員会	所管理事	構 成		所管事項
		委員長（1名）	委員（委員長を除く）	
教育研修委員会	事業局	事業局理事による兼務	4名以上 団体または個人会員より選出	研究会の企画・運営に関すること
機関誌編集委員会	事業局	団体または個人会員より、理事会または前委員長による推薦	3名以上 団体または個人会員より選出	「看護と情報」の編集・発行に関すること